

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 48(オ)1074	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	遺言書真否確認等請求	原審事件番号	昭和 47(ネ)1496
裁判年月日	昭和 49 年 12 月 24 日	原審裁判年月日	昭和 48 年 7 月 12 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 28 卷 10 号 2152 頁		

判示事項	遺言者の押印を欠ぐ自筆遺言証書が有効とされた事例
裁判要旨	英文の自筆遺言証書に遺言者の署名が存するが押印を欠く場合において、同人が遺言書作成の約一年九か月前に日本に帰化した白系ロシア人であり、約四〇年間日本に居住していたが、主としてロシア語又は英語を使用し、日本語はかたことを話すにすぎず、交際相手は少数の日本人を除いてヨーロッパ人に限られ、日常生活もまたヨーロッパの様式に従い、印章を使用するのは官庁に提出する書類等特に先方から押印を要求されるものに限られていた等原判示の事情（原判決理由参照）があるときは、右遺言書は有効と解すべきである。

全 文	
主 文	<p>本件上告を棄却する。</p> <p>上告費用は上告人らの負担とする。</p>
理 由	<p>上告代理人中嶋徹の上告理由について。</p> <p><u>原審の適法に確定した事実関係のもとにおいては、本件自筆証書による遺言を有効と解した原審の判断は正当であつて、その過程に所論の違法はない。論旨は採用することができない。</u></p> <p>よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。</p> <p>(裁判長裁判官 坂本吉勝 裁判官 関根小郷 裁判官 江里口清雄 裁判官 高辻正己)</p>

※参考：判例タイムズ 318 号 234 頁、判例時報 766 号 42 頁、金融商事判例 525 号 46 頁